

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮等による水害を警戒防止するとともに、これによる被害を軽減するため、愛媛県管内の河川、海岸、港湾等に対する水防上必要な監視、予報、警戒通信及び連絡輸送、ダム又は水門等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体相互間における協力及び応援並びに水防に必要な資器材及び施設の整備と運用について実施の大綱を定め、もって水防の万全を期するものとする。

第 2 節 用 語 の 定 義

愛媛県水防本部	県内における水防を総括するために設置される機関（以下「水防本部」という。）
統 監	愛媛県知事（以下「知事」という。）
副 統 監	愛媛県副知事
水 防 本 部 長	愛媛県土木部長
水 防 本 部 副 長	土木部各局長、土木部土木管理局技術監
班 長	土木部各課長、各室長
副 班 長	土木部各課主幹、各室主幹
水 防 管 理 団 体	水防の責任を有する市町又は水防事務組合若しくは水害予防組合（法第 2 条第 2 項）
指 定 水 防 管 理 団 体	県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係にあるもので知事が指定したものを用いる（法第 4 条）。
水 防 管 理 者	水防管理団体である市町の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者を用いる（法第 2 条第 3 項）。
消 防 機 関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）を用いる（法第 2 条第 4 項）。
消 防 機 関 の 長	消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長を用いる（法第 2 条第 5 項）。
水 防 団	法第 6 条に規定する水防団を用いる。
水 防 活 動	洪水、内水、津波又は高潮等の場合に、河川等の巡視をし、危険な場合には土のうを積んだり、シートを設置したりする。このような水害の被害を未然に防止・軽減する活動を総称して水防活動という。
洪 水 予 報 河 川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は都道府県の機関は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。

(法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項)

- 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は都道府県の機関は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
- 水位到達情報 水位周知河川では、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報をいう。
- 水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、指定河川及び指定海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
- 水防警報河川 (1) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて国土交通大臣が指定し公示した河川
(2) 前項以外の河川で洪水により県民経済上相当な損害を生ずるおそれがあると認めて都道府県知事が指定し公示した河川
- 水防団待機水位（通報水位） 各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項）
- 氾濫注意水位（警戒水位） 水防団が出動し警戒にあたる目安となる水位（法第12条第2項）
- 避難判断水位 市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
- 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する（法第13条第1項及び第2項）。
- 洪水浸水想定区域 洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定したもの（法第14条）。
- 高潮浸水想定区域 水位周知海岸において、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定したもの（法第14条）。
- 『重要水防箇所』 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。

- (1) 人家が 100 戸以上ある場合
- (2) 耕地が 20ha 以上ある場合
- (3) 人家 50 戸以上かつ耕地が 10ha 以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

『特に危険な箇所』 重要水防箇所内であつて既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位(警戒水位)までに決壊が予想される箇所。

第 3 節 水防の責任と義務

水防の責任及び義務は、法に次のとおり規定されている。

1 県 の 責 任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように、指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4) 水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- (5) 洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6) 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (7) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
- (8) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）
- (9) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (10) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- (11) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 3 項）
- (12) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (13) 避難のための立退き指示（法第 29 条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (16) 水防管理団体の負担する費用補助（法第 44 条）
- (17) 水防に関する必要な報告（法第 47 条）
- (18) 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

2 市 町 の 責 任

市町はその区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防組織の確立（法第 3 条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第 5 条）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (5) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (7) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (8) 堤防の決壊等の通報、決壊後の処置（法第 25 条、法第 26 条）
- (9) 公用負担（法第 28 条）
- (10) 避難のための立退き指示（法第 29 条）
- (11) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (12) 水防計画の作成、都道府県知事に届け出（法第 33 条）
- (13) 水防協議会の設置（法第 34 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項）
- (3) 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法 13 条の 4）
- (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項）
- (9) 特定緊急水防活動（法第 32 条）

4 気象庁の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5 地元住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない(法第 24 条)。

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。